

立と社会参加を促進する。

7、実施主体

市町村

ただし、事業の全部又は一部を次に掲げる施設等を実施している地方公共団体、社会福祉法人等に委託できる。

- ・身体障害者更生援護施設等リハビリテーション施設
- ・身体障害者療護施設等の生活施設
- ・身体障害者福祉センター、デイサービス等機能訓練実施施設
- ・障害者に対する相談・援助活動を実施している社会福祉協議会等

8、職員配置

- ・常勤職員（1名）

社会福祉士等ソーシャルワーカー、保健婦、PT、OT等で障害者の相談・援助業務の経験がある者

- ・嘱託職員（必要に応じ）

専門的技術を有する者（社会福祉士、介護福祉士、医師、建築士、エンジニア等の専門援助者）

9、事業内容

- ・ホームヘルプサービス等在宅福祉サービスの利用援助
在宅サービスの情報の提供、利用助言、申請支援等
- ・社会資源を活用するための支援
授産施設等の紹介、福祉機器の利用助言、コミュニケーション支援、外出の支援等
- ・社会生活力を高めるための支援
障害についての理解、家族関係、人間関係、家事、家庭管理等
- ・専門機関の紹介

④身体障害者デイサービス事業（法第18条第1項第2号）

地域において、就労が困難な在宅身体障害者の自立や生き甲斐を高めるため、身体障害者デイサービスセンター等に通所させて、入浴サービス、給食サービス、創作的活動を行う。

7、実施主体

市町村（特別区を含む）。事業の一部を社会福祉法人及び民間事業者等に委託することができる。

8、実施施設

身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービスセンター等で実施する。

カ、対象者

原則として、在宅の身体障害者又はその介護を行う者とする。

イ、利用人員

おおむね15人程度（小規模型は、5人以上）

カ、事業の内容

- ・機能訓練（日常生活訓練、歩行、家事訓練等）
- ・社会適応訓練（会話、手話、点字、カナタイプ等）
- ・更生相談（医療、福祉、生活の相談等）
- ・介護方法の指導（家族等に対する介護技術の指導）
- ・スポーツ、レクリエーション
- ・健康指導（健康チェック、健康相談）
- ・創作的活動（手芸、工作、絵画、書道、陶芸等）
- ・入浴、給食、介護、送迎サービス

⑤在宅重度障害者通所援護事業（在宅重度障害者通所援護事業について 昭和62.8.6社更185号）

地域において、就労の機会等が得がたい在宅重度障害者を通所させて、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行う事業に助成することにより、その自立を図るとともに生きがいを高め、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

ア、実施主体（社福）日本身体障害者連合会（事業の一部を身体障害者福祉団体等に委託することが出来る）。事業の実施にあたっては、必要に応じて身体障害者の更生援護に関し、専門的な知識又は相当な経験を有する者の指導を受けるものとする。

イ、事業の要件

- ・利用対象者は、原則として地域において就労の機会等が得がたい在宅の重度身体障害者とする。
- ・利用定員がおおむね5名程度であり、原則として週4日以上利用できる事業とする。
- ・事業の内容は、利用者の特性に応じた、軽作業、日常生活訓練等を行うものとする。
- ・利用対象者の技術向上等を図るため、近隣の授産施設等で実地研修を行うものであること。
- ・事業の適正な運営を確保するための責任者がおかれていること。

ウ、留意事項

- ・事業の実施にあたっては、地域の人々の協力が得られるよう特に留意するものとする。
- ・事業の実施にあたっては、市町村、福祉事務所、身体障害者相談員等と連絡を密にし、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。
- ・事業の実施にあたっては、利用者の保健衛生及び安全の確保に特に留意するものとする。

⑥在宅重度身体障害者訪問診査事業（身体障害者診査事業の実施について 平成5.2.1社更14号）

　常時車椅子を使用する身体障害者に対して、健康診査を実施することにより、辱そう、変形、膀胱機能障害等の発生を予防することを目的とする

7、実施主体

　市町村（特別区を含む）

　事業の一部を適当と認める医療機関等に委託することができる。

8、審査対象者

　脊髄損傷、脳性麻痺、脳血管障害等に起因する身体上の障害を有し、日常生活において常時車椅子を使用している在宅の身体障害者

9、診査の実施

～審査項目及び方法～

　診査項目のうち、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血糖検査、X線検査については、医師の判断に基づき、選択的に実施する。

- ・問診
- ・身体計測
- ・理学的検査
- ・血圧測定
- ・検尿
- ・循環器検査
 - 心電図検査
 - 眼底検査
 - 血液化学検査
- ・貧血検査
- ・肝機能検査
- ・腎機能検査
- ・血糖検査
- ・X線検査（単純撮影）

～診査回数～

健康診査は、原則として年1回とする。

I、実施医療機関の役割

- ・審査結果について、速やかに通知するものとする。
- ・判定に用いたフィルムや検体等を保存するものとする。
- ・実施主体の求めに応じ、事業の推進を図るために必要な資料の提出等の協力をしなければならない。

II、記録及び指導

市町村は、診査結果に基づき、受診者ごとに記録を整備するとともに、必要な指導を行い、また、医療保険制度、更生医療給付制度等の活用についても指導すること。

III、その他の留意事項

- ・市町村は、この事業の周知に努めるとともに、身体障害者相談員、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所、地域医師会等の協力を得て、事業の対象となる身体障害者を把握すること。
- ・市町村は、事前に、実施医療機関、福祉事務所、地域医師会、保健所等関係機関と十分に調整を図るとともに、地域の実情を十分考慮し、対象者が受診しやすい実施方法、実施期間、実施場所等を決定すること。
なお、更生相談所の行う各事業との調整に留意すること。
- ・事業の実施に当たって、当該身体障害者の身上及び家庭に関して知り得た秘密はこれを守ること。

⑦身体障害者自立支援事業（身体障害者自立支援事業の実施について 平成3.10.7 社更220号）

身体障害者向け公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供するもの。）による介助サービスを提供することにより重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援することを目的とする。

IV、実施主体

市町村（特別区を含む）。事業の一部（サービス実施の決定、費用負担区分の決定を除く）を身体障害者療護施設等を経営する社会福祉法人に委託することができるものとする。

V、利用対象者

入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とする。ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除くものとする。

り、実施形態

身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等、身体障害者に十分配慮された設備構造を有する建物において、重度の身体障害者が各自独立した生活を営み、1カ所当たり5世帯以上で実施するものとする。

イ、事業の内容

ケアグループによる介助サービスの提供は、障害者の障害の状況を勘案して次に掲げる各号のうち必要に応じ提供するものとする。

(1)身辺介助

食事、入浴、排泄、更衣・整容等の介助

(2)家事援助

掃除、洗濯、調理、買い物等の援助

(3)夜間における臨時的対応

(4)生活相談等

ロ、事業の実施

(1)「自立支援申請書」を本事業を実施する市町村に提出し、市町村長は各関係機関等の意見を参考に要を決定し、実施するものとする。

(2)サービスを希望する個々の対象者のサービス内容について、あらかじめ、ケアグループによる派遣プログラムを作成し、実施するものとする。

(3)介助サービスの実施は、利用者のニーズを十分把握して実施するものとする。

なお、夜間のケアは、緊急時に対応ができる連絡体制をとる物とする。

(4)身体障害者の介助について専門的な知識を必要とすることから、身体障害者療護施設等介助の専門的機能を持つ施設（以下「バックアップ施設」という）から、助言、指導、緊急時の援助等を受けられる体制を有するものとする。

ハ、バックアップ施設

(1)ケアグループの派遣プログラムの作成について、助言、指導を行うとともに、夜間の臨時的対応について協力すること。

(2)ケアグループの相談、指導に当たる職員をあらかじめ、特定されていることが望ましいこと。

キ、ケアグループの選考等

(1)利用者の介助に当たるケアグループは、次の要件を備えていること。

・心身共に健全であること。

・身体障害者福祉に理解と熱意を有すること。

- ・身体障害者の介助に関する知識を有すること。
- (2)運営主体は、ケアグループの確保に勤めるとともに、利用者のニーズに応じた介助が提供できるよう努めること。
- (3)ケアグループが常駐できる場所（ケアステーション）を近隣に設けることが望ましいこと。
- (4)ケアグループの派遣に当たっては、対象者の介助の必要な時間等を考慮し、そのニーズに対応できるよう配慮すること。
- (5)ケアグループは、身体障害者の介助等について、バックアップ施設の助言を受けるなど、サービスの向上に努めること。
- (6)ケアグループに対し、業務に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施する。

イ、利用料

別表に定める「費用負担基準」により利用料を負担する。

ケ、関係機関との連携

市町村は、福祉事務所、保健所、民生委員等の関係機関との連携を密にするとともに、本事業の一部を委託している身体障害者療護施設等を経営する社会福祉法人との連絡・調整を十分に行い事業を円滑に実施するものとする。

コ、留意事項

- (1)食費、家賃、光熱水料等の利用者個人にかかる経費は、利用者が負担するものとする。
- (2)夜間における緊急時の対応は、緊急通報システム等（民間警備会社に委託も可）により行うことも考慮すること。

⑨全国身体障害者スポーツ大会（全国身体障害者スポーツ大会について 昭和63.2.10社更27号）

全国の身体障害者がこの大会に参加し、スポーツを通じて体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的・社会的更生の効果を図るとともに、国民の身体障害者に対する理解の増進と关心の高揚を図り、もって身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

ア、主催

厚生省、財団法人日本身体障害者スポーツ協会、開催都道府県（指定都市も含む。以下同じ）、及びその他の関係団体との共催により開催する。

イ、大会参加資格

- (1)身体障害者手帳の交付を受けたもの

- (2)毎年4月2日現在で16歳以上の者
- (3)参加する都道府県に現住所を有する者
- (4)個人競技においては、前回までの全国大会に個人競技選手として出場したことのない者。
ただし、都道府県があらかじめ定める予選会等の明確な選考形式をもって選考された者については、個人競技参加枠の3分の1以内で2回を限りとして再度の出場を認める。

4、大会の運営

(1)大会開催期日等

原則として毎年実施される秋期国民体育大会の直後の2日間とし、大会開催場所は当該国民体育大会都道府県において実施する。

(2)施設

競技会場及び諸施設については、国民体育大会の会場に使用された施設を原則として利用する。

(3)競技種目

個人競技：陸上、アーチェリー、卓球、水泳

団体競技：車椅子バスケットボール、グランドソフトボール、バレーボール

(4)競技規則

全国身体障害者スポーツ大会競技規則〔(財)日本身体障害者スポーツ協会編〕による。

⑩国の委託事業

ア、視覚障害者対策

(1)点字図書及び声の図書制作貸し出し事業（視覚障害者に対する点字図書及び声の（録音テープ）の貸し出し等について 昭和55.5.30社更96号）

視覚障害者の福祉向上をはかるため、点字図書及び声の図書の制作・貸し出し事業を行う。

～事業の委託先及び所在地～

a 社会福祉法人 日本点字図書館

東京都新宿区高田馬場1-23-4

b 社会福祉法人 日本ライトハウス

大阪市鶴見区今津中2-4-37

～貸出対象者～

a 視覚障害者関係身体障害者更生援護施設

b 視覚障害者関係福祉団体

c 前各号に掲げる以外の点字図書館

～貸出方法等～

a 貸出を受けようとするものは、社会福祉法人日本点字図書館及び同日本ライトハウス、又は各都道府県（市）における点字図書館に申し込むものとする。

b 各都道府県（市）における点字図書館は、社会福祉法人日本点字図書館及び同日本

ライトハウスと契約を行い、貸出しを行うものとする。

(2)盲人用具斡旋事業（盲人用具の販売斡旋事業について 昭44.5.27社更117号）

視覚障害者が低廉な価格で盲人用具を入手できるよう、その斡旋を行い、もって 視覚障害者の生活の安定に寄与する等、その福祉の増進を図ることを目的とする。

～事業の委託先及び所在地～

a 社会福祉法人 日本点字図書館

東京都新宿区高田馬場1-23-4

b 社会福祉法人 日本盲人会連合

東京都新宿区高田馬場1-10-33

～対象品目～

時計、家庭用上皿秤、メジャー他

～購入方法～

視覚障害者が委託法人に直接申込購入する方法（以下「個人購入」という）及び点字図書館、盲人福祉団体等がとりまとめて一括購入し視覚障害者に斡旋する方法（以下「一括購入」という）による。

～割引率～

個人購入の場合1品目につき価格のおおむね7%以上。一括購入の場合1品目につき価格のおおむね10%以上。

(3)点字情報ネットワーク事業（点字情報ネットワーク事業について 平3.2.26社更32号）

点字によらなければ日常生活上必要な諸情報を得られない視覚障害者に対処して、新聞等による最新の情報を点訳化し、パソコン通信ネットワークを用いて迅速に提供することによって、その社会参加の促進を図ることを目的とする。

～事業の委託先及び所在地～

社会福祉法人 日本盲人会連合

東京都新宿区高田馬場1-10-33

～事業の実施方法～

新聞等の情報を送り出す中央実施機関及び情報を受け取る地方実施機関を置いて実施するものである。

a 中央実施機関 社会福祉法人 日本盲人会連合

b 地方実施機関 「障害者の明るい暮らし」促進事業（障害者社会参加促進事業）に基づき都道府県・指定都市が委託をした点字図書館等

～点字情報ネットワークの基本的仕組み～

点字情報ネットワークは、民間業者が提供するオンライン情報サービスを利用し、次により利用者に提供すること。

a 中央実施機関

オンライン情報サービスで提供されるニュース情報等を中央実施機関で受け取り、ニュース情報等を点訳した上でパソコン通信ネットワークで送ること。

b 地方実施機関

地方実施機関においては、パソコン通信ネットワークを通して点字情報を受け取り、フロッピーディスクに記憶させ点字プリンターで出力して視覚障害者に情報を提供する。

(4)全国盲人生活相談事業（点字図書貸出等委託費の交付について 昭和56.6.26厚生省社669号）

視覚障害者の日常の心配事等各種相談に応じ助言や指導を行うことにより、視覚障害者の生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図ることを目的とする。

～事業の委託先及び所在地～

社会福祉法人 日本盲人会連合

東京都新宿区高田馬場1-10-33

～事業の内容～

a 相談事業の種類

- ・病気、健康等家庭心配事相談
- ・就学、職業相談
- ・年金、社会保険相談
- ・移動、旅行相談

b 相談事業の実施方法

- ・事業の実施にあたり、専門家を委託するとともに、電話又は文章により回答すること。
- ・事業の実施にあたり、日時を指定する等利用者に対し、点字広報等を通じて周知徹底に努めること。
- ・相談記録を作成、保管するとともに、相談を通じて知り得た個人の秘密は、これを守らなければならない。

(5)点字誌発行事業（身体障害者スポーツ指導員研修事業及び点字誌発行事業並びに盲人新職業訓練事業について 昭48.10.12社更153号）

点字誌を発行して、国の行政その他の公的な情報を提供することにより、視覚障害者の教養の向上をはかることを目的とする。

～事業の委託先及び所在地～

社会福祉法人 日本盲人会連合

東京都新宿区高田馬場1-10-33

～事業の内容～

- a 記事内容（福祉制度及び関連制度の解説、国・地方公共団体等の行事紹介、更生相談・指導、自立更生体験の事例紹介、外国の事情等の紹介、その他）

b 発行時期及び発行回数

年6回以上発行することとし、1回につき29,000部以上発行するものであること。

～申し込みの方法等～

購読料は無料であること。なお、講読を希望する者は、直接委託先に申し込むものである

が、詳細については委託先に照会すること。

(6)録音公報発行事業（録音公報発行事業について 昭51.6.26社更81号）

録音による声の公報を発行して、国の行政その他公的な情報等を提供することにより視覚障害者の教養の向上をはかることを目的とする。

～事業の委託先及び所在地～

社会福祉法人 日本盲人会連合
東京都新宿区高田馬場1-10-33

～事業の内容～

a 録音内容

- ・障害者対策に関する各種報告書
- ・厚生白書
- ・上記の他次に掲げるものの中から選択して行うものとする。
 - －福祉制度及び関連制度の解説
 - －国・地方公共団体等の行事紹介
 - －更生相談・指導
 - －自立更生体験の紹介
 - －外国の事情等の紹介
 - －その他

b 発行回数及び発行部数

年6回以上発行することとし、1回につき2,650本以上発行するものであること。ただし、障害者対策に関する各種報告書は年1回以上年5,000本以上発行紙、また、厚生白書については年1回以上年4,750本以上発行するものであること。

～貸出方法等～

各県点字図書館又は盲人福祉団体から貸出を行うが、申込方法等詳細については、委託先から別途送付される予定であること。

(7)視覚障害者生活訓練指導員研修（各都道府県・指定都市市長あて 厚生省社会・援護局長 平成6.7.27 社援更第192号）

Ⅳ、聴覚障害者対策

(1)ビデオカセットライブラリー等制作貸出事業（ビデオカセットライブラリー等制作貸出事業について 平成元.9.21社更180号）

テレビ番組に字幕、手話を挿入したビデオカセットライブラリー及び手話普及のための教材の制作貸出を行い、もって聴覚障害者の知識、教養の向上を図ることを目的とする。

～事業の委託先及び所在地～

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
東京都新宿区新宿1-23-1新宿マルネビル

～事業の内容～

企画編集委員会において選定されたテレビ番組等に字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ及び手話教材を制作し、「ビデオカセットライブラリー貸出規程」により貸出を行う。

～その他～

詳細については委託先へ直接照会すること。

④、共通対策

(1)身体障害者スポーツ指導員養成事業

(2)福祉機器開発普及等事業（点字図書貸出等委託費（福祉機器開発普及等事業）の交付について平成4.6.15 厚生省社第301号）

～委託先～

財団法人 テクノエイド協会

東京都千代田区神田小川町3-8-5駿河台ヤギビル4階

～事業の概要～

福祉機器ニーズの増大・多様化、科学技術の進歩による高度化に適切に対応し、真に身体障害者等の役に立つ福祉機器の開発普及等を推進するため、福祉機器に関する調査研究等を行うことにより、身体障害者の福祉の向上に資することを目的とする。

(3)障害者情報ネットワーク事業

パソコン通信を活用した情報ネットワークを維持し、障害者が必要とする幅広い情報について効率的に収集し、かつ障害者が利用しやすいように提供するとともに、利用者同士が必要な情報を交換することにより、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とするものである。

～事業の委託先及び所在地～

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

東京都新宿区戸山1-22-1

～事業の内容～

障害者が必要とする情報及び障害者の円滑な社会参加を促進するための情報を収集し、障害者が利用しやすいように整理、提供する。

a 情報内容

- ・ 福祉行政関連情報
- ・ 障害者団体情報
- ・ 福祉機器情報
- ・ ボランティア情報
- ・ 催し物の情報
- ・ 保健・医療情報
- ・ 生活情報
- ・ 災害緊急時対策情報

- ・その他障害者が必要とする情報

b 情報の収集先

- ・行政機関
- ・障害者及び障害者団体
- ・ボランティア団体
- ・マスコミ関係団体
- ・その他

c 情報の提供方法

障害者が利用しやすいように、パソコン通信ネットワークを使用した情報提供を行う。また、電子掲示板により障害者間で情報交換出来るように配慮する。その他必要に応じてフロッピーディスクやファックスにより情報提供する。

(4)障害者保健福祉研究情報システム運営事業

(5)重度障害者等のための施策

①特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39.7.2法律第134号）

在宅の重度障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当てを支給することにより重度障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

7、実施主体

都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村

(1)特別障害者手当

～対象～

20歳以上であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度の障害者で都道府県知事・市長及び福祉事務所を管理する町村長の認定を受けた者

～障害の程度～

1. の(3)の別表2参照。

～支給要件～

次のいずれかに該当する場合は支給されない。

- a 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、又は重症心身障害児施設
- b 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する国立療養所
- c 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設
- d 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設
- e 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害

者療護施設又は身体障害者授産施設

- f 厚生省設置法（昭和24年法律第151号）に基づく国立療養所又は社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第5号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの
- g 厚生省組織令（昭和27年政令第388号）に基づく国立保養所
- h 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設
- i 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設
- j 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- k 病院又は診療所（上記b及びfを除く）に継続して3月を越えて収容されるに至った場合

～支給の調整～

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第177号）に基づく介護手当を受けることが出来る場合は、支給額の調整が行われる。

～支給制限～

本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得（1月から6月までは前々年の所得）が制限基準額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは支給しない。

なお、震災、風水害、火災等の災害により本人又は扶養親族等の住宅、家財等の財産について、被害金額がその財産の価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた月から翌年の7月までは、手当の支給対象とする特例がある。

～支給額～

1人につき月額26,860円（平成11年4月から）

～手当の支給月等～

- a 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月に、それぞれ前月分まで支給される。
- b 手当は、実情に応じて福祉事務所または指定金融機関等で支給される。

(2)福祉手当（経過措置分）

改正法施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない者については、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当を支給する。

③身体障害者ホームヘルプサービス事業（身障法18条第1項第1号）

日常生活を営む上で支障のある身体障害者に対し、適切な家事、介護等日常生活の世話及び外出時の付き添いを行うことにより身体障害者の生活の安定に寄与する等その援護をはかることを目的とする。

(1)実施主体

市町村（市町村社会福祉協議会等に業務委託することができる）。

(2)派遣対象

～家事・介護等～

重度の身体上の障害等のため、日常生活を営むのに支障がある身体障害者であって、入浴等の介護、家事等の便宜を必要とするもの。

～外出時の付き添い～

重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者であって、市町村、福祉事務所等公的機関、医療機関に赴く等社会生活上外出が必要不可欠なとき及び社会参加促進の観点から実施主体が特に認める外出をする時において、適当な付き添いを必要とする場合。

～処遇内容～

a 家事・介護

入浴、排泄、食事等の介護、被服の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、通院介助、その他必要な用務

b 相談・助言指導

各種援護制度の適用、生活・身上等に関する相談・助言指導等

c 外出時の付き添い

家事・介護に関する業務の一環として行われる外出時の付き添いを除く。

～派遣回数の決定～

派遣世帯に対する派遣回数、時間数（訪問から退去までの実質サービス時間数とする）、サービス内容及び費用負担区分は当該身体障害者の身体的状況、世帯の状況等を勘案して決定するものとする。

～費用負担の決定～

a 派遣の申し出者は、別表の基準により派遣に要した費用を負担するものとする。ただし、外出時の付き添いのサービスを受けた場合は、当分の間、別表の「生計中心者」を「本人」と読み替えて、費用を負担するものとする。また、身体障害者本人の事情によらない外出と実施主体が認めた場合には、費用の負担を免除することが出来る。

b 市町村長は、原則としてあらかじめ決定した時間数に基づき、利用者の費用負担額をつき単位で決定するものとする。

④重度身体障害者日常生活用具給付等事業（身障法18条第2項）

在宅の重度身体障害者に対し、日常生活の便宜を図るために、身体障害者の浴槽、便器等の日常生活用具の給付または貸与を行う。視覚障害者用ワードプロセッサを点字図書館及び身体障害者福祉センターに設置し、共同利用を行う。

(1)実施主体

市町村（特別区を含む）

(2)費用徴収

- a 納付：補装具の例により費用の徴収がある。直接業者に払い込む。
- b 貸与：無償
- c 共同利用：利用に要する実費は負担

(3)留意事項

a 被保護者に物品が給付される場合で、これに伴って家屋の補修が必要とされる場合には別途住宅維持費の適用の余地がある。

b 18歳未満の者については児童福祉法21条の10で規定。

(4)日常生活用具の種目及び性能

a 視覚障害用

盲人用テープレコーダー、盲人用タイムスイッチ、盲人用カナタイプライター
点字タイプライター、盲人用電卓、電磁調理器、盲人用体温計、盲人用秤、点字図書、盲人用体温計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用送信機

b 聴覚、音声・言語機能障害者用

聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）

c 肢体不自由者用

浴槽、湯沸器、便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、重度障害者用意思伝達装置、補助用会話補助装置（音声言語機能障害者で発声・発語に著しい障害がある者も）、入浴補助用具、歩行支援用具、移動用リフト

d 内部障害

透析液加湿器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器

e 共通（身障法による等級2級以上のもの）

火災警報機、自動消火器、緊急通報装置（一人暮らしの重度身体障害者）

⑤身体障害者短期入所事業（ショートステイ事業）（身障法第18条第1項第3号）

重度身体障害者を介護している家族等が、疾病等の理由等により居宅における介護が出来ない場合に、重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設へ保護する。

(1)実施主体

市町村（事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる）

(2)対象者

在宅の重度身体障害者（訓練的理由による場合は、家族等介護者を含む）

(3)実施施設

あらかじめ市町村長が指定した身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設

(4)保護の要件

家族等の社会的理由、私的的理由により一時的に保護する必要があると市町村長が認めた場合、及び重度身体障害者に対し機能訓練等を、介護を行う者に対しては介護技術等を習得させることにより、在宅介護の質の向上に資すると市町村長が認めた場合

a 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

b 私的理由

c 訓練的理由

対象となる障害者を入所させ日常生活動作訓練及び介護の受け方等を指導すると同時に介護を行う者に対しても宿泊を含む介護実習を行う。

(5)保護の期間

原則として7日間以内

(6)利用者の負担

a 上記<保護の要件>の1に該当する場合

- ・生活保護世帯：無料
- ・その他の世帯：保護に要する費用のうち飲食物費相当額

b 上記<保護の要件>の2に該当する場合

- ・生活保護世帯：保護に要する費用のうち飲食物費相当額
- ・その他の世帯：同上

c 上記<保護の要件>の3に該当する場合

- ・生活保護世帯
 - 利用者：保護に要する費用のうち飲食物費相当額
 - 介護者：飲食物費相当額及び介護実習に伴う実費の全額
 - その他の世帯：同上

(7)留意事項

a 利用料は、別途定める国庫補助基準額を標準とし、適正な原価によるものとする。

b 市町村は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意し事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

-実施施設と連絡を密にするとともに福祉事務所、身体障害者更生相談所、民生委員等の関係機関と十分な連携をとること。

-短期保護の申請に的確かつ迅速に対応するため、在宅の重度身体障害者等利用対象世帯の実態把握に努めること。

-身体障害者居宅介護等事業その他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行うこと。

c 実施施設は、訓練的理由による場合、家庭での介護方法及び既存施策の活用等を記載した「ホームケア方法書」を作成し、交付すること。その作成にあたっては、介護者からの事情聴取又は実地に調査を行い、家庭環境及び家庭における介護状況を把握するとともに、必要に応じ実施施設に配置された医師等の意見を聴取するものとする。また、実施施設は、「ホームケア方法書」を交付した場合であって、市町村の協力を要する事項については、市町村に連絡するものとする。

⑥進行性筋萎縮症者療護等給付事業（進行性筋萎縮症者療養等給付事業について 昭和44.

7.14社更127号)

進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、療養に合わせて必要な訓練等を行う。

(1)実施主体

市町村

(2)療養等の給付

進行性筋萎縮症者を医療機関に収容しもしくは通所させ、必要な医療、訓練及び生活指導を行う。

(3)給付対象者

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要するもの。

(注) 18歳未満の者については、児童福祉法第43条の3、第27条2項により取り扱われる。

(4)委託先

特定の国立療養所並びに無料低額診療施設（日赤、済生会等）

(5)申請手続き

所定の申請書に、療養等の給付の要否に関する身体障害者更生相談所長の意見書を添えて福祉事務所に提出する。

(6)給付内容

- a 進行性筋萎縮症者の医療費及び日用品費・期末一時扶助費等をその対象とする。
- b 医療費については、健康保険の診療報酬の例により算定した額のうち社会保険等による給付額を控除した額をその対象とする。

(7)費用徴収関係

更生医療の場合の入院の例による。

⑦障害者住宅整備資金貸付事業（障害者住宅整備資金貸付制度について 昭和53.5.20社更65号）

障害者の居住環境を改善するため、これに必要な資金を長期、低利で融資する。

(1)実施主体

都道府県又は市町村

(2)窓口

都道府県又は市町村

(3)貸付対象者

障害者又は障害者と同居する親族で、障害者向けに居室等の整備が真に必要であると認められるものであること。

(4)貸付対象となる経費及び限度額

所有している居住する住宅について、それを増改築又は改造するために必要な経費であって、実施主体が当該地方における実情に応じて定める額。

(5)貸し付け条件

- a 利率：資金運用部資金の貸付利率の範囲内
- b 償還方法：元利均等による月賦、半年賦、又は年賦償還のいずれかによる。
- c 償還期間：10年以内

(6)その他

- a 原則として、連帯保証人2人をたてる。
- b 以上のはか実施細目は都道府県又は、市町村が条例で定める。
- c 財源は、年金積立金還元融資（特別地方債）である。

（4）社会復帰促進のための施策

①身体障害者更生援護施設等による援護

ア、更生施設

(1)肢体不自由者更生施設（身障法第29条）

～概要～

障害の程度の如何にかかわりなく相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間1年）

～利用料～

措置に要する費用を負担能力に応じて負担（どの更生施設も同じ）

～申し込み～

市町村（どの更生施設も同じ）

(2)視覚障害者更生施設（身障法第29条）

～概要～

あん摩、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）

(3)聴覚・言語障害者更生施設（身障法第29条）

～概要～

更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年）

(4)内部障害者更生施設（身障法第29条）

～概要～

医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間1年）

(5)重度身体障害者更生援護施設（身障法第29条）

～概要～

重度の身体障害者を入所させ、日常生活能力の回復や自立生活に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）

イ、生活施設

(1)身体障害者療護施設（身障法第30条）

～概要～

身体上の著しい障害のため常時介護を必要とし、家庭での介護が困難な最重度の障害者を

入所させ、治療及び養護を行う施設。

～利用料～

措置に要する費用を負担能力に応じて負担

～申し込み～

市町村

(2)身体障害者福祉ホーム（身障法第30条の2）

～概要～

身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設

～利用料～

低額

～申し込み～

当該施設

り、作業施設

(1)身体障害者授産施設（身障法第31条）

～概要～

身体障害者で雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与える施設（入所期間は一定でない）

～利用料～

措置に要する費用を負担能力に応じて負担

～申し込み～

市町村

(2)重度身体障害者授産施設（身障法第31条）

～概要～

重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなば就業不可能な障害者を収容し、施設内で自活させることを目的とする施設

～利用料～

授産施設に同じ

～申し込み～

授産施設に同じ

(3)身体障害者通所授産施設（身障法第31条）

～概要～

身体障害者授産施設の一種であり、内容は授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる。

～利用料～

授産施設に同じ

～申し込み～

授産施設に同じ

(4)身体障害者福祉工場（身障法第31条）

～概要～

作業能力があっても、職場の設備構造や通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車椅子障害者等のための工場

～利用料～

諸経費について自己負担

～申し込み～

当該施設

I、地域利用施設

(1)身体障害者福祉センター（A型）（身障法第31条の2）

～概要～

身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなどの便宜を提供する施設

～利用料～

無料又は低額

～申し込み～

当該施設

(2)身体障害者福祉センター（B型）（身障法第31条の2）

～概要～

外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等を行うための施設

～利用料～

A型と同じ

～申し込み～

当該施設

(3)身体障害者デイサービスセンター（身障法第31条の2）

～概要～

地域において、就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴・給食サービス等を行う施設

～利用料～

福祉センターと同じ

～申し込み～

当該施設

(4)障害者更生センター（身障法第31条の2）